◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.221 2019.9.30 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

\_\_\_\_\_\_

### ■チケットを不正転売サイトで購入してしまった

コンサートやスポーツ観戦のチケットをインターネットで購入し、届いたチケットをよく

確認すると公式サイトではない転売仲介サイト等で購入していたという相談が寄せられてい ます

ます。

【事例】スポーツ観戦チケットをインターネットで検索し、検索画面に表示されたサイトで購入した。観戦日が近づきチケットが届いたが、よく見ると自分の名前ではない名前が記載されており、公式サイトではない非公式の転売仲介サイトで購入したようだとわかった。 購入を取り消したいが、どうしたら良いだろうか。

【アドバイス】一度行った契約を取り消すことは難しいため、申し込みを行う場合はあらかじめ公式サイトであるかどうかをよく確認し、キャンセルに関するルールなども確認するようにしましょう。

イベントによってはチケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れなかったり、無効とされたりすることがあります。クレジットカード会社等に連絡し、 決済の取消が可能であるかといった対応について確認しておくことも重要です。

ご相談の際は、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にお問い合わせください。

\_\_\_\_\_\_

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ:http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

\_\_\_\_\_\_

☆ メルマガバックナンバー (これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

\_\_\_\_\_\_

#### 【消費生活に関するご相談は・・・】

## ☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

# ☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

### ◇ 消費生活特別相談

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

\_\_\_\_\_

### **☆ メルマガ登録者を募集しています!**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)